

調停の促進に関する基本法（案）

民事に関する紛争が起こったとき、人々は第三者を調停人に立て、話し合いを重ねつつ、合意に到達することによって紛争を解決してきた。この調停による紛争解決は、過去古くからの人々の営為であるが、とくに権利や利害関係が複雑、多様化した現代社会においては、民事に関する紛争を、事案に即応して柔軟かつ適切に解決する必要がある、そのために調停の重要性がますます着目されるようになった。

我が国では、大正 11 年に借地借家調停法が成立して以来、裁判所における民事調停、家事調停が盛んに行われており、行政官庁や民間においても数多くの調停機関が設けられて、調停が行われている。このような調停の興隆は、我が国の私的自治の質を高め、人々の福利の向上に寄与している。

しかしながら、調停は人々から未だ十分に利用されておらず、その役割を十分に発揮しているとはいえない。したがって、調停をさらに促進し、その健全な発展を図る必要がある。

ここに、調停についての基本理念を明らかにして、調停の促進に関する方策を示し、この法律を制定する。

（目的）

第一条 この法律は、調停が紛争解決方法として有用であることにかんがみ、調停の基本理念を明らかにするとともに、調停の促進に関する方策の基本となる事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第二条 調停は、私的自治の理念に基づいて行われなければならない。

2 調停人及び紛争当事者は、強行法規並びに公序良俗に反する調停を行ってはならない。

3 調停を行うに当たっては、紛争当事者の主体性、自主性が十分に尊重されなければならない。

4 調停の成立は、当事者間の真意に基づく合意によらなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「調停」とは、第三者が紛争当事者の中に立ち、当事者双方の権利、利害、要望等を調整して、合意により紛争を解決することをいう。

2 「あっせん」、「和解手続」、「裁定」、「審査」等の用語は、前項の定義に該当する限り、この法律においては「調停」と同義とみなし、この法律を適用する。

3 この法律において「調停人」とは、調停の手続進行を行う紛争当事者及びその代理人以外の第三者をいう。

4 この法律において「調停機関」とは、調停人を組織して調停を行う団体をいう。

(調停の非公開と守秘義務)

第四条 調停は非公開とする。ただし、当事者双方の同意を得た場合には、公開することができる。

2 調停手続はこれを秘密とし、調停人及び調停機関は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、紛争当事者の同意がある場合または正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調停人の責務)

第五条 調停人は、紛争当事者から紛争の内容、権利及び利害関係、解決方法についての要望等を公平に聴き、紛争当事者の真意に基づく合意に到達するよう努めなければならない。

2 調停人は、調停を行うにあたり、公正に手続を運営しなければならない。

(調停機関の責務)

第六条 調停機関は、その機関において取り扱う紛争の種類、使用する手続規則、紛争当事者が負担する費用、所属する調停人の履歴・専門分野、その他の重要な情報を一般に公開し、周知させるよう努めなければならない。

2 調停機関は、その運営及び手続の公正性、適確性を確保するために、紛争の内容と特性に応じて、弁護士との関与、助言を得るものとする。

- 3 調停機関は、必要に応じて相互に連携し、調停制度の健全な発展に努めなければならない。

(国の責務)

- 第七条 国は、調停制度の促進を図るため、調停に関する活動を支援し、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、基本理念にのっとり、調停に関する教育の振興、広報活動の充実その他調停に関する理解を深めるための施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

- 第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、調停制度の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を講ずるものとする。

(弁護士法第72条の適用緩和)

- 第九条 調停を公正かつ適格に行うことができると認められる調停機関において選任された調停人が行う業務には、弁護士法第72条本文を適用しない。
- 2 国際調停において、紛争当事者の真意による承認に基づいて選任された調停人が行う業務には、弁護士法第72条本文を適用しない。
 - 3 前2項の規定は、仲裁法第17条に基づいて選任された仲裁人が行う業務について準用する。

(法律専門職種の代理権)

- 第十条 公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、弁理士は、それぞれの資格付与の要件を定めた法律で規定する業務の範囲内の事項に関して、調停手続の代理及び調停申立て前の相対交渉による和解の代理を行うことができる。

(時効中断効)

第十一条 調停手続における請求は、時効中断の効力が生ずる。ただし、下記事由の1に該当するときは、その事由が生じたときから1か月内に訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義務付けられている紛争についてはは調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

- 一 当事者に紛争解決を試みる意思がみられないとき。
- 二 相手方が調停手続に応じない旨の意思表示をしたとき。
- 三 申立て後6か月以内に相手方が出頭しないとき。
- 四 6か月間連続して期日が開かれなないとき。
- 五 申立人がその申立てを取り下げたとき。
- 六 当事者双方が調停手続を終了させる旨の合意をしたとき。
- 七 和解が整わないとき。
- 八 前七号に掲げる場合の外、調停人が、調停手続を続行する必要がなく、または調停手続を続行することが不可能であると認められたとき。

（調停前置の不適用）

第十二条 民事調停法第24条の2及び家事審判法第18条により調停前置が定められている事件について、裁判所以外の調停機関で調停が行われたにもかかわらず和解が整わずに訴えが提起された場合には、受訴裁判所は、その裁量により、事件を裁判所における調停に付さないことができる。

（訴訟手続の中止）

第十三条 紛争当事者間において訴訟が係属し、同時に裁判所以外の調停機関で調停を行っている場合には、受訴裁判所は、その裁量により、訴訟手続を中止することができる。

（廣田尚久私案）